

ベーゲル „Systemtwürfe II“ における弁証法について

船 盛 茂

我々はこれまでイェーナ時代における青年時代のベーゲルの哲学の形成過程について、種々の観点から論じてきた。一八〇一年に始まつたイェーナでの本格的な哲学活動の内で考えぬかれた諸思想は、一八〇七年出版の『精神現象学』において結実することになるが、その間の約七年間にについては、その彼の思想の発展の上でいくつかの重要な時期を指摘することがである。その中でもベーゲル哲学の言うならば課題そのものである絶対者の認識のいわば絶対的方法としての弁証法について見た場合、一八〇四～五年の „Systemtwürfe II“ は注目に値しよう。

この書は一八〇四年～五年のイェーナ大学冬学期における講義用完成稿の断片で、内容的には論理学、形而上学、自然哲学の三部門から成つており、彼が初めて弁証法を哲学の絶対的方法として採用した『精神現象学』執筆開始の少し前のもであり、彼はこの書で初めて頻繁に弁証法という言葉を使用していく。この点からしても注目されるべきであると共に、また我々が前に論じた „für uns“ の使用についても、『精神現象学』においてと同じく多く使用されている点からし

ても、この書の重要性は注意されるべきである。この書における弁証法の使用については、まだ M. Baum はより『イェーナ時代のベーゲルにおける論理学と形而上学の方法について』といふ論文の中で取り上げられている。^{註3} そこで我々はこの小論においては、この M. バウムの論文の中での „Systemtwürfe II“ における弁証法の意味についての解釈を要約、紹介する所を通じて、この時期のベーゲルの弁証法理解について考えてみたいにしたい。

M. バウムの前記の論文は、1、導入 (Einleitung) の問題、2、論理学と形而上学の関係、3、懷疑主義の相關概念としての形而上学、4、論理学と弁証法についての章から構成されている。そのうち 1～3 章は、 „Introductio in Philosophiam“ へ、 „Logica et Metaphysica“ へこの講義に関連する諸断片について、「絶対者の学的認識の方法の観点」から取り扱い、最後の第 4 章は一八〇四～五年の „Systemtwürfe II“ の論理学と形而上学をとりあげ、この書において初めて広範に使用されることになる弁証法の意味を明らかにすることが試みられ

ている。そこでこの小論では主に第4章における „Systemtwürfe II“ でのヘーゲルの弁証法の意味についての M・バウムの解釈を要約、紹介することにしたい。

[一]

一八〇一年の自然法関係の論文『政治論集』と『法哲学』を除いて考えれば、ヘーゲルの諸著作の中で弁証法の名称と概念が比較的まとまって使用されているのが、それより少し後の „Systemtwürfe II“ においてである。^{註5} この断片では確かに専ら論理学において弁証法が取り扱われているようであるが、しかし自然哲学や形而上学においても若干は取り扱われていることも看過されるべきではなかろう。^{註6}

論理学と形而上学の内容に関して、我々はまず一八〇四～五年の論理学が徹底して絶対者を、例えば絶対者が量のカテゴリーで把握されるか否かを問題にするといった観点で論じているという点を明確に押えておく必要がある。絶対者をテーマとするその仕方が、カテゴリーの解明という論理学の文脈に従っているのは、それが „Systemtwürfe (G. W. 7) S.15ff“ の註で見い出される点にも表われている。絶対者の内の一つの要素の「量的無差別」が語られている限りにおいて、ここではシェリングの『私の哲学体系の叙述』が批判されているのは明らかである。絶対者の内での諸対立の統一は、ここでは量のカテゴリーの下に考えられている。すなわちますさし当ては質的差異における実体の数的同一性として、実体の属性である理念的なものと実在的なものとの対

立性における実体の数的同一性として考えられている。シェリングの自己解釈によれば、「量的無差別」を通して「区別され得ないものの同一性」が示されるはずである。すなわち実体の同じように無限な属性——無限な思惟と無限な拡張の同一性——が示されるはずである。

以上のようなシェリング的な量という観点からの絶対者の定義の不十分な点は、ヘーゲルによれば次の点に存する。確かにその場合シェリングにおいて実体の統一と属性が多くあることが排除し合うものでなく、それ故統一が決して一方の側を無力にした抽象的同一性^{註7}ではないということがあくまで主張されている点については、ヘーゲルも認めての上であることはあらかじめ断つておかねばならない。しかし他方ではシェリングに対し(1)ヘーゲルは対立は一般に質的なものであると主張する。^{註8} それ故また量的諸規定は、一方の要因が他方にまさつていていたように互いに異つていて、それとも両者が同じ大きさの場合のように同じであるかには関係なく、プラスとマイナスのように対立として考えられる限りにおいて質であり、従つて絶対者の本質的規定であるわけである。してみれば上に指摘した互いに異つた諸属性は対立せるものとして、絶対者の本質的規定であるわけである。このことは絶対者に即してみれば、絶対者それ自身がこういった諸対立から独立しては把握されないとということである。それに対しシェリング的な量的規定は常に事柄そのものに対して無関係な、外的規定にすぎないことになる。またヘーゲルはシェリングに反対し次の点も主張している。(2)統一と多性 (Vielheit) はまさに双方の存立と互いの止揚という二重の関係にお

いて対立として存在する。従って絶対者はこれらの対立せる組合せとして考えられる諸属性のすでに止揚されてしまった静止し、休らつた統一ではなく、区別と区別の止揚の統一としてのみ存在する。というのも質の対立は絶対的なものとして諸対立せるものの有であり、同時にまたそれらの完全な対立の結果としてのそれらの全体的否定であるからである。絶対的対立は、諸規定がそれにとって外的なままである何かあるものにおける対立した偶然的な諸規定の対立といったものではなく、対立そのものの「基体なき運動」(die substratlose Bewegung) であり、しかも実体として考えられている。してみれば差異は単に量的なもの、本質の外にあるものとして、絶対者の単に相対的な規定とみなされるべきではなく、絶対者それ故あらゆる事物一般の本質は常に質的対立の中での無差別の内に認められるべきであり、そしてまさに対立とその本来的否定性とを対立の内にありながらも同一性にあるものとして考えるべきである。ここで統一と多性に関して言えば、多 (das Viele) は一つの実体の偶然的な規定なのではなく、絶対者の統一は二つの同種類の対立せるものである一と多の対立の本質的統一なのである。簡潔に言えば、統一と多性の統一は対立の統一であって、実体と属性との統一ではないのである。いずれにしても実体の概念は決して対立せる諸述語がそれに結びつけられるべき主語を意味するものではありえず、それ自身が関係の一概念、もっと言えば矛盾のあり方においてある一概念でなければならない。論理学の中で絶対者が現在している他の例を、我々は本文中で他に数ヶ所確認することができる。^{註9} 他方では形而上学は決してただ絶対

者のみを、あるいは絶対的实在の思弁的理念のみを扱っているわけではない。とりわけ一八〇四～五年の形而上学の内容は多かれ少なかれヴォルフの経験心理学の諸対象を含めて一般及び特殊形而上学のあらゆる内容を含んでいる。しかしこういった種々の内容は、その理念という点からみると論理学の基礎の上に採り入れられる認識の理念の展開として示されるのである。すなわち同一性ないしは矛盾、排除された第三のものといった論理学的―存在論的諸原則や根拠の命題が、形而上学の始めの部分のテーマとなるのである。それ故このように一八〇四～五年の論理学と形而上学の内容を初期イエーナ時代の講義プログラムと関係づけてみると、我々は「ここでヘーゲルは何を哲学の方法としているのか」、「何故弁証法は形而上学で何の役割も果さないのか」といった問題が出てくる。そこでこれらの問題についてまず後者の問題から考えていくことにしたい。

〔二〕

ヘーゲルが形而上学で対象となるものを弁証法から取り出されたものとして示している箇所を考察してみると、まず次のこと、すなわち弁証法はここでは哲學的探求の方法あるいは叙述の方法に対する名称としてはいまだ必ずしも受け取られているのではなく、事柄の論理的関係に与えた、そして形而上学的諸対象を省いたままにしておくところのあるものとして受け取られているのが明らかとなる。それではここで使用されている弁証法という言葉の分析から何が明らかとなるのであるつか。

ヘーゲルは弁証法という自らの概念を定義する試みを、ここでは行っていない。彼はこの概念をむしろ何か既知のものとして前提している。

特に彼はこの概念を附加語的に使用したり、また「弁証法的なもの」(das Dialektische)^{註10}ないしは事柄の「弁証法的本性」(die dialektische Natur)^{註11}と同義に使用している。それ故にヘーゲルはここで例えば実在性の概念、量、量とその契機といった単純な関係の諸契機、可能性、現実性、数的、因果関係、有の関係、規定された概念、定義そして分類の弁証法的なもの、あるいは弁証法について語ることができるのである。しかしそれのみでなく自然や魂の弁証法についても少しばらかで語られている。弁証法が語られている例はそれ故主として哲学の中の論理学と名づけられている部分において見い出されるのである。この論理学の最初の部分は、「単純な関係」という名称で、量と無限性のカテゴリーを含めてカントの質と量のカテゴリーを含んでいる。第一部は「關係」という名称で、様相のカテゴリーを含めてカントの関係のカテゴリーと一般論理学を含んでいる。第三部は定義、分類、認識といった論理学的方法論の内容を含んでいる。大まかにみるとこの分類はそれ故一八〇一年の論理学の素描と一致していると言えよう。論理学のこのような文脈から弁証法または弁証法的なものの意味を把握するため、二一～三〇の箇所について見てみたい。

ギリシャ哲学で使用される弁証法の意味に相当するような弁証法の使用は、さしあたり第二部で見い出される。^{註12}ここでは因果関係の中に認められる弁証法的本性が因果関係をして自己矛盾へと唆すものとして、そ

れ故ここでは弁証法的なものと因果関係を矛盾の状態へと唆すものとが、ソクラテス・プラトン的対話問答の中で論争の意味で受け取られているのである。これまでのことを振り返ってみると、概念の弁証法的取り扱いは、指定されたものの内で未展開のままであった諸対立を、展開させたところの取り扱い方と一致していた。対立の展開とは指定されたものが何か他のもの、それ故論理的に反対のものへとさせられることを意味し、また同様にこの他者を指定された概念に属し、この概念により規定されているところのものとして認識せしめることを意味しているのである。哲学している者の反省の内でなされていくこの運動は、それが故弁証法の技術に係わる事柄であると言える。それ故にこそヘーゲルはプランクトンの『パルメニデス』を引き合^{註13}に出し、それが「古い弁証法の最高の芸術作品」であると賞賛しているのである。

『パルメニデス』の冒頭の部分で若いソクラテスは次のように言っている。「もしもある人が一者の規定を多（者）と証し、他面多（者）を一者と証するならば、それに私は本当に驚くであろうと。同じことはすべてのほかのことにも言える。すなわちもある人が類や種について、それらがそれ自らにおいてこういった対立した諸規定を受け入れることを示すとすれば、その場合それは当然驚きに値するでしょう」^{註14}と。ヘーゲルが『精神現象学』の叙文の終りで、『パルメニデス』のこののような内容を踏まえて、それが「神的生命の真なる開示であり、積極的表現である」と解釈していることからも、ヘーゲルがこの時期実体としての絶対者の認識の問題へ、プラトンの弁証法の転用を試みているのは明らかで

ある。それは彼の「一と多がひとつであり、これのみが唯一絶対的である」ということが単に証明されるのではなく、一と多そのものに即して各々がその他者とひとつの存在として指定されていることが絶対者の真なる認識には不可欠である」^{註16}という主張にも充分確認することができ。このようなシェリング批判は絶対者認識におけるプラトン的弁証法の果たすことのできる機能に対する一例を与えてくれる。しかしそれにもかかわらずこういった対立せるものを統一するという弁証法の機能についての理解は、少なくともここでは弁証法の意味を説明したというより、むしろ既知のものとして前提している。

事柄の弁証法にとり本質的である矛盾は、明らかに単に対話の相手方が取りたてるといったところのものではなく、原則的には矛盾する発言は真理である事柄そのものの内に含まれているといったものでなければならぬ。だからして例えば定義の弁証法的側面については、それが次の一項、すなわち「定義されたものは実際には普遍的なものとしては指定されていなかつた……。定義として定義されたものは……普遍的なものとして定義されるべきである」^{註17}という点に存するのである。“und”により結合された二つの命題からは一つの矛盾が生じるが、しかし後の命題により前の命題の修正がなされるよう見える。しかし前者の命題に矛盾する後者の命題は、それへの移行がなされねばならず、それにより最初の命題が虚偽と認識されるようなものであってはならない。二つの矛盾する命題の関係の内から本来的に移行、前進は生じるのである。すなわち矛盾するものはすべて自己を止揚し、自己自身の反対のものへ

となるのである。

それ故現実態に関しては、その弁証法の結果、自己のもとに休らいたることはできず、また因果関係に関してはその弁証法は必ず必然的に因果関係そのものを越え出ると言われる。従つてある事柄の弁証法的なものは、その事柄がそれ自身の内に含まれる矛盾の故に止揚され、その反対物へとなることの内に成立する。しかしそうはいつてもこの移行は決して悪無限的に無限に進行するものではない。むしろ無限性とは矛盾の内的関係の内に成立するすべての概念の内的規定のことである。それ故ここでいう無限性のカテゴリーは、単純な関係すなわち悟性の論理学^{註18}の全カテゴリーのいうならばメタカテゴリーである。それというのも自らの外に所有されているだけでなく、自らの本来の定義の内に含まれている自らの反対物を、自らの規定にあつて必要とするようなり方で存在するものはすべて無限であるからである。ある物はそれが本質的に自己矛盾する限りにおいて無限であり、自己以外の他者により規定される限りにおいて有限である。無限性のカテゴリーはそれに先行する質、量をして数量のカテゴリーの述語として次のことを意味している。すなわちそれらのカテゴリーはすべて何か他者によって、この他者がそれの反対物としてそれを規定するのと同じように、それによって規定されるような仕方で規定されているということを意味している。各々の物は確かに他者への関係にあるが、しかしこの他者が自己の他者であり、それ故両者はまさに論理的に対立する同じもの、換言すれば関係づけられたものである限りにおいて無限である。この限りにおいて関係づけられたもの

は、実はただ自己との関係においてあるのであって、この単純な関係は規定されたもの、従つて有限者の自己同一性それ故無限性の関係である。それ故矛盾がある事柄に内的あるいは弁証法的なものと受け取られる時、矛盾ないしは無限性は絶対的に弁証法的実在であると言つていい。このよつた点からして無限性の概念は、本来的に弁証法的概念である。

この無限性という中心概念のなかにヘーゲルは後年の弁証法の本質的契機をすべて包括しているといつても過言ではない。すなわちこの概念に包含されてゐることを要約すると、(1)すべて規定は論理的に対立するものの否定である。(2)対立するものの否定とは、規定の内に存する限定の止揚であり、こういふ意味で無限性の回復である。(3)自己への環帰によって生成する第二の契機は、そこではかの第一の契機がその対立せるものと同一のものであるといつて二契機にまとめられる、これら二契機は「定義とは否定である」、「一重の否定は肯定である」、「弁別せられやるものは同一である」という伝統的な論理学上の公理に対応している。それ故これら二つの契機がヘーゲル弁証法の根幹をなすものであると言える。

(三)

以上、"Systementwürfe II"における弁証法の使用とその意味について見てきたが、しかしここで見落されるべきでないのは、ここでの弁証法の概念がいまだ『精神現象学』において認められるような、ヘーゲル

哲学の絶対的方法としては考えられていないことである。むしろまだそれには言つながらば従属的な位置が与えられている。すなわち弁証法はここではいまだカテゴリー論、形式論理学そして論理学的方法を特徴づけてゐるにすぎず、彼が論理学と名づけた全領域は「弁証法的前進と止揚」(dialektische Fortgehen und Aufheben)^{註20}あるいは「弁証法の内での消失」(Verschwinden in der Dialektik)^{註21}により支配されている。モードン所说的「弁証法的前進と止揚」は、論理学の各内容が互いに「異つた関係」あるいは「関係」から生じるという事実の結果なのである。言つならば矛盾とは論理学的諸規定を止揚し、駆逐した関係であった。してみれば、こういつた関係の領域が放棄されるとき、必然的に弁証法的前進や止揚といったものも失われてしまふわけである。しかしこのことは如何にして可能なのであらうか。

この可能性は認識において弁証法と、諸規定の弁証法による継続的止揚、それ故論理学そのものを止揚することがうまくいった時成立する。論理学は区別された、形式的認識の領域であり、このことは単に形式論理学についてのみ妥当するのではなく、カテゴリー論や方法論についても同様のことが言える。全体として見た場合、論理学の課題は「形式をその絶対的具象にまで」構成することにあったわけであるが、しかし同時にそこに論理学の限界も存したのであった。「他者とのあらゆる関係を免れた、そしてその契機がそれ自身総体性である」^{註24}絶対的認識は、むしろ形而上学の対象とするところである。それに比して論理学はいまだ他者への関係の段階での認識にすぎなかつた。論理学の形式的認識には

常に弁証法的前進と形式の止揚がおこるのである。それ故にこそヘーゲルはそれを弁証法と呼ぶことができるのである。しかしこの名称はいまだ原則的にはその対象の本質は示しても、その方法までは必ずしも示してはいない。

ところで弁証法としての論理学の以上のような規定は、カントの弁証論の特徴と注目すべき類似性をもっている。カントにとっては「機関」といはれた「一般論理学」が弁証論と称されるのである。そこで彼は論理学が弁証論へと転倒してしまうことの由来についての問に対し、「まるであらゆる私たちの認識に悟性の形式を与えるかのように思われる技術を所有していることのうちには、たとえそれが認識の形式に関してはどれ程空虚かつ貧弱であろうとも、何か極めて誘惑的なものがひそんでいるので、……」一般論理学は客観的な諸注意を現実的にうみだすための、少なくともそうした諸主張についての幻想のためのいうならば機関として使用されている」と答えていた。ヘーゲルがこの時期弁証法を論理学の領域へと制限するのは、彼の弁証法がたとえカントの場合のごとく仮象の論理ではないとしても、今指摘したような論理学の単なる形式性へのカントの洞察に一面では依拠しているからと言つてもよいである。しかしまさしくそれ故に絶対者の認識が問題となるとき、論理学の対象である形式的認識は、それと質的に異なった種類の認識のため放棄されざるを得ないのである。こういった形而上学的認識の根本にあるものは、その認識の内容である認識されたものと認識とが構造的に同じであるというヘーゲルの思想である。認識されたものは同時に形而上学的

認識に内在し、またはその内容をなすものである。認識とは我々が統一を対立として措定し、次いでこの対立を統一の内で止揚することに他ならない。こういった認識は統一として対立を措定することであり、そのような意味では認識とは認識そのものの内容である。それ故まさに認識とは絶対的認識であり、絶対的確信である。してみればここで内容として認識されるものは独立した対象ではなく、認識そのものである。こういった意味で形而上学的認識は自己認識であると言える。

結果的に論理学がこの絶対的認識に対し「イデアリズム」として対立するものとして示されるとすれば、このイデアリズムは「自身イデアリズムと称する」^{註26}ところのものの一つであり、その内容がないため單に悟性の論理学にすぎないところのフィヒテ的な形式論理学である。我々が前に明らかにしたイデアリズムは、これとはただ論理学としてのみ一致するにすぎない。イデアリズムの第二の形而上学的——プラトン的——意味について言えば、そこにある程度、哲学全体はこれやあれやの個々のものについての理念ではなく、全体の總体性であり、同時にその実現において自己を止揚する理念を考察するといった考え方が認められる。ここで予示されている形而上学への弁証法の環帰は次のことを示している。すなわちヘーゲルの後年の見解からすれば、このようなイデアリズムである哲学全体が、弁証法的本性により貫ぬかれたものと言つことになる。形而上学の内容は弁証法に支配された論理学、とりわけ本質論理学へと分配され、そこでの弁証法へと関与する。一方この形而上学的論理学への導入の問題は、『精神現象学』へと移されることにな

る。『精神現象学』の意識の根本概念は、一八〇四～五年段階で論理学

を弁証法へとなおしたのと同じ「関係」(Verhältnis) や概念などを

るのである。

従つてこれまた見られた „Systemtwürfe II“ における論理学と形而上学の関係は、そこに介在する弁証法の有していた意味をめぐる諸問題と共に、哲学への導入の問題も含めてこの後間もなく執筆が開始された『精神現象学』における意識の経験という弁証法的運動へと引き継がれ、その本来的解決が試みられることになるのである。

「一ゲル生誕」一〇〇年の記念事業として着手された一ゲル全集の編集、それが刺激となって多くの一ゲル研究により、若き一ゲルの像が次第に明確なものへとなつてゆくのである。これは言えそれらの研究の大部分は「まだフランクフルト時代」、イーナ時代初期の彼の思想の研究に限られていると言つても過言ではない。周知のようにイーナ時代終りについて以前から『精神現象学』を中心としたすぐれた研究がなされておいたので、結果的にイーナ時代中頃の彼の思想の研究がこれまでの所では、その資料の入取の難しさもありあまり行われていないのである。この小論ではそのような一ゲル研究の状況を踏まえた上で、私見も加えながら、イーナ時代中頃の一ゲルの思想についてのM・バウムのすぐれた研究を要約、紹介したわけである。

註

註1 Briefe von und an Hegel I von Hoffmeister S.113 友人リータム
ラーゲの一八〇六年八月六日の手紙で、すでに同年一月に印刷が始まつた

ことを知らせている。

註2 「一ゲル哲學は我々“ für uns” なり」と『美作女子大学研究紀要』第10号)

註3 M・Baum: Zur Methode der Logik und Metaphysik beim Jenaer Hegel, in Hegel-Studien Beiheft 20

註4 これからの断片は一八〇一～1年の冬季期の講義に関連するものである。

註5 G. W. F. Hegel: Gesammelte Werke 7. herausgegeben in Auftrag der Deutschen Forschungsgemeinschaft, Hamburg (以下GWJ) S. 6, 14, 15, 29, 35, 41, 45, 46, 47, 57, 75, 77, 107, 111, 113, 118, 127, 131, 137 の論理学の部分

註6 GWJ 7 S.259, S.341

註7 ibid. S.159

註8 ibid. S.16

註9 ibid. S.34, 25, 124 f.

註10 ibid. S.15, 29, 35, 57, 75, 113, 118, 341

註11 ibid. S.47

註12 ibid. S.47

註13 Hegel: Phänomenologie des Geistes. S.57

註14 フランクフルト全集4『精神現象学』(田中美知太郎訳) S.11

- ^{註15} Hegel: Phänomenologie des Geistes. S.57
- ^{註16} GW7 . S.35
- ^{註17} ibid. S.113
- ^{註18} ibid. S.175
- ^{註19} ibid. S.29
- ^{註20} ibid. S.127
- ^{註21} ibid. S.137
- ^{註22} ibid. S.126
- ^{註23} ibid. S.125
- ^{註24} ibid. S.125
- ^{註25} Kant: Kritik der reinen Vernunft, B. S. 85
- ^{註26} GW7 . S. 3
- ^{註27} ibid. S.184